

「いじめ防止基本方針」

揖斐川町立北方小学校

平成27年2月25日改定

1 いじめ防止のための基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第1章第2条）

(2) 学校としての構え

- ①学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見、早期対応、いじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ②「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうる。」という認識をもつ。
- ③「いじめは人間として絶対に許されない。」という強い信念をもち、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ④「いじめは見ようと思って見ないと見つけにくい。」という認識に立ち、全ての教職員が同一歩調で組織的な指導体制により対応する。
- ⑤「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切に
する教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ⑥いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導
を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめ未然防止のための取組

学校の教育目標「自分で考え 仲間ともに やりぬく子」のもと、「一人もさみしい思いをしない仲間づくり」を重点に「思いやりの心で働きかける子」の育成をめざす。

- (1) どの子にも確かな学力がつく「わかる できる」授業を推進する。
- (2) 「思いやりの木」（やさしさいっぱい）の取組を推進し、自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級・学校づくりを行う。
- (3) 一人一人の児童に寄り添い、共感的理解をする。
- (4) 生命や人権を大切にする指導を行い、豊かな心を育成する。

3 いじめ早期発見・早期対応

日頃から児童と教職員との信頼関係の構築に努め、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないように努める。

- (1) 日常の観察をていねいに行い、気軽に相談できる雰囲気をつくる。（随時）
- (2) 日記等を活用し、児童の状況を把握する。（毎日）
- (3) 毎月心のアンケート調査を行い、教育相談を実施する。
- (4) 毎週、終礼で児童の情報を交流し、情報の共有化を図ると共に、同一歩調で指導する。
- (5) 教職員の研修を充実させる。
- (6) 保護者や関係諸機関との連携を密にする。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

委員会は下記のメンバーとする。

学校職員：校長，教頭，生徒指導主事，特別支援コーディネーター，保健主事，養護教諭
学校職員以外：保護者代表，学校評議員，スクールカウンセラー，医師等

(必要に応じて参加を要請)

5 いじめ未然防止，早期発見・早期対応の年間計画

学期	取組内容
1 学期	<ul style="list-style-type: none">・保護者に対する「いじめ防止基本方針」の説明（ホームページによる発信も含む）・職員研修会の実施（「方針」の確認，前年度の実態と対応）・第1回学校評議員の会（「方針」の説明）・心のアンケート実施と教育相談（毎月）・「思いやりの木」に向けての児童集会・第1回 県いじめ調査・教職員による学校評価の実施
夏季 休業中	<ul style="list-style-type: none">・職員会（1学期の実態と防止対策の見直し）・職員研修会（いじめの早期発見・対応等について）
2 学期	<ul style="list-style-type: none">・心のアンケート実施（毎月）・「ひびきあいの日」に向けた取組・「ひびきあいの日」の実施・第2回学校評議員の会（児童についての交流）・心のアンケート実施と教育相談（毎月）・第2回 県いじめ調査・教職員による学校評価の実施
3 学期	<ul style="list-style-type: none">・心のアンケート実施と教育相談（毎月）・第3回学校評議員の会（本年度の成果と課題）・「感謝する会」で「思いやりの木」の取組について発表・第3回 県いじめ調査・「いじめ防止基本方針」の見直し

6 いじめに対する措置

- (1) いじめを受けた児童の立場を尊重し，早期に詳細な事実確認を行う。
- (2) いじめの問題に対して，組織的に対応する。
- (3) 事実に基づき，児童への指導と保護者への説明を行う。
- (4) いじめを受けた児童の心のケアをする。
- (5) いじめた児童には，いじめを受けた児童の苦しみを理解させ，いじめの背景を十分踏まえた上で指導する。
- (6) いじめの指導が終わった後も，本人を見守り，保護者との継続的な連絡を行う。
- (7) 必要に応じて揖斐川教育委員会に報告し，連携した指導に努める。